

練馬区要保護児童対策地域協議会
関係機関 各位

練馬区教育委員会事務局こども家庭部
子ども家庭支援センター所長 橋本 健太
(公印省略)

子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業への協力について(依頼)

日頃より、区の要保護児童対策にご理解・ご協力をいただき、真にありがとうございます。
当センターでは、児童虐待の対応や早期発見のため、区内保育所、幼稚園など児童が所属している施設を訪問しています。訪問においては、児童や家庭に関する状況をお伺いするとともに、施設職員からのご相談に応じるほか、子育て支援に関する情報を提供しています。
つきましては、受入にご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

記

1 訪問職員

子ども家庭支援センターまたは地域子ども家庭支援センター(委託)の職員

2 訪問

年度内に数回

事前に日程調整の連絡をします。

3 個人情報の取扱いについて

区の要保護児童対策地域協議会の取組として、児童福祉法第 25 条の 3 に基づく協力要請により、児童に関する情報提供をお願いします。また、訪問職員は児童福祉法第 25 条の 5 に基づく守秘義務を遵守します。

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) <抜粋>

第 25 条の 2

2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

第 25 条の 3

協議会は、前条第 2 項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

第 25 条の 5

次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

4 資料

別添チラシのとおり

(事業についての問い合わせ)

練馬区立子ども家庭支援センター地域連携係 電話 03-3993-8155

こんなときは、ぜひ相談を！

**関係機関を
訪問しています**

連絡なく、たびたび子どもを
休ませる家庭がある

子どもの身体や衣類、
食事が気になるものの
状況が改善しない

保護者が子育てに悩んでおり、
専門的な支援が
必要かもしれない

気になる家庭について
虐待かどうか、判断に迷う

保護者と子どもの関係に、
心配な点がある



練馬区 子どもを守る地域ネットワーク 巡回支援

子ども家庭支援センターの職員が、区内関係機関を訪問します。

関係機関と顔の見える関係を作り、児童虐待の発生予防・早期発見を図ります。

施設職員からの、子ども家庭全般に関する相談をお受けします。

必要に応じて、支援を行う関係機関をご紹介します。



気になる子ども・虐待に関することの相談・連絡先

担当の

子ども家庭支援センター

児童相談 練馬係	3993 - 9170
児童相談 光が丘係	3993 - 9172
児童相談 石神井係	} 3995 - 1108
児童相談 大泉係	

地域子ども家庭支援センター

地域子ども家庭支援センター 練馬	6758 - 0141
地域子ども家庭支援センター 光が丘	5997 - 7759
地域子ども家庭支援センター 貫井	3577 - 9820
地域子ども家庭支援センター 大泉	3925 - 6713
地域子ども家庭支援センター 関	5927 - 5911



へご連絡ください。



(事業に関するお問合せ)

子ども家庭支援センター 地域連携係 3993 - 8155



子ども虐待防止
オレンジリボン運動



練馬区

子どもを虐待から守るために

地域で見守る みんなの子

☎0120-248-551

子ども家庭支援センター

月～金曜…午前8時30分～午後7時

土曜 …午前8時30分～午後5時

夜間、日曜・祝休日は いちはやく ☎189
児童相談所虐待対応ダイヤル



©2011
練馬区
ねり丸

こんなことがあったら、相談してください



保護者の方へ

- 子育てが辛い、苦しい育児に疲れている
- 子育ての不安を話せる人が周りにいない
- ついイライラして、子どもに手をあげてしまう
- 子どもといるのが嫌になり、無視したり、拒否したりしてしまう… など

地域の方へ

- 不自然な傷やあざのある子がいる
- 小さい子どもを残して、親がよく外出している
- 子どもがたびたび、または長時間家の外に出されている
- 子どもの泣き声が絶えず聞こえてくる
- 子どもが暴力を受けている現場を見た… など

相談者・連絡者の秘密は厳重に守られます

